

記入例

令和8年度 市民税・県民税 申告書

伊豆の国市長あて			現 住 所	業種又は職業
受付印			住所・氏名・生年月日・電話番号・職種又は職業を記入	
提出年月日			の 住 所	□ 向 工
			フリガナ	イズコク 伊豆
			氏 名	伊豆国 一郎
			個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 3
年	月	日	生年 月日	世帯主 の氏名
令和			※マイナンバーの記載が必要です	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料 控除		社会保険の種類		支払った保険料			
		国民健康保険					
		介護保険					
		後期高齢者医療保険					
		国民年金・その他					
		合計		小企(内)			
生命保険料 控除		新生命保険料の計		旧生命保険料の計			
		円		5,000		円	
		新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円	
		円		15,000		円	
地震保険料控除		地震保険料の計		旧長期損害保険料の計			
		60,000 円		20,000		円	
⑨～⑩ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除		⑨ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑩ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑪ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)			
障害者 控除		フリ ガナ 氏 名	障害の程度		障害者		
		個人 番号	1		身体・介護 精神・療育		
		フリ ガナ 氏 名	2		1級		
		伊豆国 三朗			A・B		
		個人 番号			1級 A・B		
⑪～⑫ 配偶者控除、 配偶者特別控除、 同一被扶養者控除		フリ ガナ 氏 名	イズコク ハナコ	生年月日	本・利 年 5・1・2		
		伊豆国 花子	配偶者の合計所得金額	500,000			
⑬～⑭ 扶養控除・ 特定親族特別控除		個人 番号	3 2 1 0 3 2 1 0 3 2 1 0	控除額	万円		
		フリ ガナ 氏 名	イズコク ジロウ	生年 月日	大・昭 平・令 5 1 2		
		伊豆国 次郎	同居・別居の区分	同居 別居	続柄 特親		
		個人 番号	3 2 1 0 3 2 1 0 3 2 1 1	控除額	万円		
		フリ ガナ 氏 名	イズコク ジロウ	生年 月日	大・昭 平・令 5 1 2		
		伊豆国 次郎	同居・別居の区分	同居 別居	続柄 特親		
		個人 番号	3 2 1 0 3 2 1 0 3 2 1 1	控除額	万円		
		フリ ガナ 氏 名	イズコク ジロウ	生年 月日	大・昭 平・令 5 1 2		
		伊豆国 次郎	同居・別居の区分	同居 別居	続柄 特親		
		個人 番号	3 2 1 0 3 2 1 0 3 2 1 1	控除額	万円		
当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。							
16歳未満の扶養親族 (扶養対象外)		フリ ガナ 氏 名	生年 月日	同居・ 別居の 区分	同居 別居		
		個人 番号			続柄		
		フリ ガナ 氏 名	生年 月日	同居・ 別居の 区分	同居 別居		
		個人 番号			続柄		
		フリ ガナ 氏 名	生年 月日	同居・ 別居の 区分	同居 別居		
個人 番号			続柄				
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「15」に氏名、扶養控除額の合計個人番号及び住所を記入してください。							
箇	損失の原因	損失年月日	損失を受けた資産の種類				

宛名番号			
記入上	業種又は職業		
	電話番号		
個人番号	0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 3		
一の記載が必要です			
1 収 入 金 額 等	事業	営業等	①
	農業	農業	②
	不動産	不動産	③
	利子	利子	④
	配給	各収入金額を記入	
	(専従者)	与	⑥
	公的年金等		⑧
	雜業務		⑨
	その他		⑩
	総合議定	短期	⑪
	長期		⑫
2 所 得 金 額	事業	営業等	
	農業	農	
	不動産	不動産	
	利子	利子	⑯
	配当		⑯
	給与		⑯
	公的年金等		⑯
	雜業		
	不動産		
	利子		
	配当		
	給与		
「1 収入金額など」から計算した所得金額を記入			
	総合議定	時	⑯
	合計		⑯
4 所 得 か ら 差 し 引 か れ る 金 額	社会保険料控除		⑯
	小規模企業共済等掛金控除		⑯
	生命保険料控除		⑯
	「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」から計算した控除額を記入		
	扶養控除		⑯
	特定親族特別控除		⑯
	基礎控除		⑯
	⑯から⑯までの計		/
	雜損控除		⑯
	医療費控除	区分	□ ⑯
	合計	(⑯までの計+⑯)	⑯

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外の市町村民税・都道府県民税の納税方法

- 給与から差引き(特別徴収)
 - 自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日 給	勤務日数	月 収
1	5,000 円	20	100,000 円
2	5,000	20	100,000
3	5,000	20	100,000
4	5,000	20	100,000
5	5,000	20	100,000
6			
			源泉徴収票がある人は添付してください。その場合は記入不要です。
9	5,000	20	100,000
10	5,000	20	100,000
11	5,000	20	100,000
12	5,000	20	100,000
賞 与 等		円	
合 計		900,000	
勤務先所在地	伊豆の国市長岡 340-1		
勤務先名	伊豆の国工業		
電話番号	(055)948-2918		

7 給与収入の内訳

勤務先名	収入金額	勤務先名	収入金額
伊豆の国工業	900,000 円		円
	円		円
収入合計	900,000 円	収入合計に対する所得	円

8 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		

10 公的年金等収入に関する事項

支払先	収入金額	支払先	収入金額
日本年金機構	500,000 円		円
	円		円
収入合計	500,000 円	収入合計に対する所得	円

11 雜所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

「6 給与所得の内訳」の記載

給与所得者で源泉徴収票を取得することができない場合

は、雇用主からの給与支払証明書などを添付し、この欄に詳細を記入してください。

また、勤務先の一定していない人は給与明細書などにより記入します。

12 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

	収入金額	必要経費
総合譲渡	短 期	円
	長 期	
一 時		

右上のイの金額を表面の〇に、ロの金額を表面の△に、ハの金額を表面の□に記入してください。

13 事業専従者に関する事項

1	氏名	統 柄	生年 月日	大・昭 平・令	・	専従者給与(控除)額	
	個人番号			従事月数			
2	氏名	統 柄	生年 月日	大・昭 平・令	・	専従者給与(控除)額	
	個人番号			従事月数			

者を有する者等の所得金額調整控除に関する事項

氏名	統 柄
個人番号	
生年 月日	特別障害者に該当する場合
	級 A

合計額

※ 扶養親族などが「別居」の場合記入

15 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	伊豆国 太郎	個人番号	5 4 3 2 1 0 5 4 3 2 1 0	住所	養護老人ホーム 伊豆の国市長岡 346-1
2	氏名		個人番号		住所	

16 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、
は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額、

譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	
株式等譲渡所得割額控除額	

【課税対象の所得がない場合】

令和7年中に所得のなかった人は、1から9までの該当番号を丸で囲み
必要事項を記入してください。なお、所得がない場合でも、扶養親族などは各種福祉手当の受給判定などや算出基礎資料となりますので、必要
に応じ申告が必要です。

◎令和7年中に所得のなかった人は記入してください。

1 病気療養中 (年 月 ~ 年 月)	6 海外出張: (年 月 ~ 年 月)
2 遺族年金・障害年金・福祉年金で生活していた。 (年額 450,000 円)	7 勤務先: TEL
3 雇用保険(失業保険)で生活していた。 (月 ~ 月)	8 下記の者に扶養されている。 □ 同住所 続柄
4 学生 (学校名: 学年:)	住所 氏名 ()
5 生活保護法により、生活扶助をうけていた。 (年 月 ~ 年 月)	9 預貯金で生活していた。

1~8のいずれにも該当しない人は、この欄に生活状況を記入してください。

参考資料

〈所得から差し引かれる金額に関する事項〉

②社会保険料控除

【控除額】国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、社会保険料等の支払額の全額

②小規模企業共済等掛金控除

【控除額】小規模企業共済法に基づく第一種共済掛金、確定拠出年金法に規定する年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の支払額の全額

②生命保険料控除 控除限度額 70,000 円

旧 契 約		新 契 約	
支払保険料 A (円)	控除額 (円)	支払保険料 B (円)	控除額 (円)
～15,000	支払金額の全額	～12,000	支払金額の全額
15,001～40,000	$A \times 0.5 + 7,500$	12,001～32,000	$B \times 0.5 + 6,000$
40,001～70,000	$A \times 0.25 + 17,500$	32,001～56,000	$B \times 0.25 + 14,000$
70,001～	35,000	56,001～	28,000
各限度額 旧生命保険料 35,000 円 旧個人年金保険料 35,000 円		各限度額 新生命保険料 28,000 円 介護医療保険料 28,000 円 新個人年金保険料 28,000 円	
最高限度額 合 計 70,000 円			

※生命保険料、個人年金保険料について、各保険料で旧契約と新契約の両方の適用を受ける場合は、各保険料の控除限度額は、28,000 円です

②地震保険料控除 控除限度額 25,000 円

地震保険料		旧長期損害保険料	
支払保険料	控除額 (円)	支払保険料	控除額 (円)
一 律	支払金額 × 0.5 (限度額 25,000)	5,000～	支払金額の全額
		5,001～ 15,000	支払金額の全額 × 0.5 + 2,500
		15,001～	10,000
最高限度額 合 計 25,000 円			

※ 1 つの保険契約で、地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合には、どちらか片方を選択します。

②寡婦・ひとり親控除 ※合計所得金額が 500 万円以下であり、事実婚を除く

区 分	控除額	対 象
ひとり親	30 万円	生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）を有する単身者 ※婚姻歴の有無を問わない
寡 婦	26 万円	「ひとり親」に該当せず次のいずれかに当たる者 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる者 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない又は夫の生死が明らかでない者

⑩勤労学生控除 26 万円 大学、高等学校などの学生や生徒など一定の者で、合計所得金額が 75 万円以下であり、給与所得等以外の所得の合計金額が 10 万円以下の者

障害者控除

区 分	控除額
普通障害	26 万円
特別障害	30 万円
同居特別障害	53 万円

※ 1 身障手帳 3～6 級、療育手帳の表示

B、精神障害者保健福祉手帳 2・3 級など

※ 2 身障手帳 1～2 級、療育手帳の表示

A、精神障害者保健福祉手帳 1 級など

※ 3 特別障害控除に該当し、かつ、その特別障害者と同居である方

③④配偶者控除・配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	申告者の合計所得金額		
	900 万円以下	950 万円以下	1 千万円以下
58 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者※	38 万円	26 万円	13 万円
58 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下			
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
133 万円超	0 (控除なし)		

※昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ (70 歳以上)

③④扶養控除

区分	控除額	対象
年少扶養親族 ※	0 円	平成 22 年 1 月 2 日以後生まれ(16 歳未満)
一般扶養親族	33 万円	平成 22 年 1 月 1 日以前生まれ～ ※特定扶養親族・老人扶養親族以外
特定扶養親族	45 万円	平成 15 年 1 月 2 日生まれ～平成 19 年 1 月 1 日生まれ (19 歳～22 歳)
老人扶養親族	38 万円	昭和 31 年 1 月 1 日以前生まれ (70 歳以上)
同居老親等	45 万円	老人扶養親族のうち、本人又はその配偶者の直系尊属(父母、祖父母など)で本人又はその配偶者と同居している場合

※年少扶養親族には控除額はありませんが、均等割・所得割の非課税限度額により非課税となる場合があります。

⑤基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	43 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円

⑦医療費控除

生計を同一にする配偶者、その他親族のために支払った医療費も対象です。医療費控除・セルフメディケーション税制(地方税法附則第 4 条の 4 の規定)の適用を受けるためには、明細書の記載が必要です。

【通常の医療費控除の控除額】

[(支払った医療費の金額) - (保険金などで補てんされる金額)]
- 10 万円又は総所得金額等の 5% いずれか少ないほう

【主な所得の種類】

事業	営業等	小売業、建設業、製造業、飲食業、その他サービス業から生じる所得、各種外交員、音楽講師、作家等の事業等から生ずる所得
	農業	農作物の生産、家畜や酪農品の生産から生じる所得
	不動産	家賃、貸店舗、アパート、貸地等の所得
	配当	株の配当や公社債投資信託等を除く信託の収益の分配等
	給与	給料(アルバイト、パート勤務含む)、賃金、賞与等
雑	公的年金	公的年金や恩給 ※遺族年金、障害年金等は非課税所得
	業務	シルバー人材センターからの報酬、原稿料、講演料等
	その他	個人年金保険、互助会年金等

〈給与所得〉 給料・賞与・賃金・パート収入

収入金額の合計(円)	給与所得の金額(円)
～1,900,000	収入金額-650,000(マイナスは0)
1,900,000～3,600,000	収入金額 - (収入金額×30%+80,000)
3,600,000～6,599,999	収入金額 - (収入金額×20%+440,000)

〈公的年金等〉 国民年金・厚生年金・企業年金など

●65 歳以上…昭和 37 年 1 月 1 日以前生まれ

●65 歳未満…昭和 36 年 1 月 2 日以後生まれ

公的年金等の収入金額の合計 B(円)	公的年金等の所得(円) (1 円未満の端数切捨て)	公的年金等の収入金額の合計 B(円)	公的年金等の所得(円) (1 円未満の端数切捨て)
3,299,999～	B-1,100,000 (マイナスの場合は0)	1,299,999～	B-600,000 (マイナスの場合は0)
3,300,000～4,099,999	B×0.75-275,000	1,300,000～ 4,099,999	B×0.75-275,000
4,100,000～7,699,999	B×0.85-685,000	4,100,000～ 7,699,999	B×0.85-685,000

★給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除

次の(1)に該当する者の総所得金額を計算する場合に、給与所得から(2)の金額を控除します。

- (1) 給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が 10 万円を超える者
(2) 給与所得控除後の給与等の金額(10 万円超の場合は 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(10 万円超の場合 10 万円) - 10 万円

◎令和 7 年中に所得のなかった人は、該当欄 1～9 のいずれかに○をして、内容を記入してください。